

文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 改正のあらまし

文京区国民健康保険における傷病手当金の支給及び保険料の減免を行うため、規定整備を行う。

2 新旧対照表

文京区国民健康保険条例（昭和34年文京区条例第42号）新旧対照表

改正後（案）	現行
第一条から第二十九条まで（略） 付 則 1 から21まで（略） <u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に 係る傷病手当金）</u>	第一条から第二十九条まで（略） 付 則 1 から21まで（略）
22 <u>給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与 等をいい、賞与（健康保険法第三条第六項に規定する 賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けて いる被保険者が療養のため労務に服することができな いとき（新型コロナウイルス感染症（新型インフルエ ンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一 号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイ ルス感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は 発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるとき に限る。）は、その労務に服することができなくなつ た日から起算して三日を経過した日から労務に服す ることができない期間のうち労務に就くことを予定して いた日について、傷病手当金を支給する。</u>	<u>（新設）</u>
23 <u>傷病手当金の額は、一日につき、傷病手当金の支給 を始める日の属する月以前の直近の継続した三月間の 給与等の収入の額の合計額を当該期間における就労日 数で除した金額（その金額に、五円未満の端数がある ときはこれを切り捨て、五円以上十円未満の端数があ るときはこれを十円に切り上げるものとする。）の三 分の二に相当する金額（その金額に、五十銭未満の端 数があるときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満 の端数があるときはこれを一円に切り上げるものとし る。）とする。ただし、健康保険法第四十条第一項に 規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額 の三十分の一に相当する金額（その金額に、五円未満 の端数があるときはこれを切り捨て、五円以上十円未 満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとし る。）の三分の二に相当する金額（その金額に、五十 銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十銭 以上一円未満の端数があるときはこれを一円に切り上 げるものとする。）を超えるときは、その金額とす る。</u>	<u>（新設）</u>
24 <u>傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から 起算して一年六月を超えないものとする。</u>	<u>（新設）</u>

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に
係る傷病手当金と給与等との調整)

25 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱
等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合にお
いて給与等の全部又は一部を受けることができる者に
対しては、これを受けることができる期間は、傷病手
当金を支給しない。ただし、その受けることができる
給与等の額が、付則第二十三項の規定により算定され
る額より少ないときは、その差額を支給する。

(新設)

26 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に
感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感
染が疑われる場合において、その受けることができる
はずであつた給与等の全部又は一部につき、その全額
を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額
を、その一部を受けることができなかつた場合におい
てその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはそ
の受けた額と傷病手当金との差額を支給する。ただ
し、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受
けたときは、その額を支給する額から控除する。

(新設)

27 前項の規定により区が支給した金額は、当該被保険
者を使用する事業所の事業主から徴収する。

(新設)

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に
係る傷病手当金に関する規定の適用)

28 付則第二十二項から前項までの規定は、傷病手当金
の支給を始める日が令和二年一月一日から規則で定め
る日までの間に属する場合に適用する。

(新設)

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少
が見込まれる場合等における保険料の減免の特例)

29 第二十四条第一項及び第二十四条の三の規定にかか
わらず、新型コロナウイルス感染症により被保険者の
属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、若
しくは重篤な傷病を負つた場合又は新型コロナウイルス
感染症の影響によりその者の収入の減少が見込まれ
る場合において、区長が必要があると認めるときは、
保険料（令和二年二月一日から規則で定める日までの
間に納期限（特別徴収の方法によつて保険料を徴収す
る場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払の
日）の到来するものに限る。）を減額し、又は免除す
る。

(新設)

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から
適用する。

一 この条例による改正後の文京区国民健康保険条例
(以下「新条例」という。)付則第二十二項から第
二十八項までの規定 令和二年一月一日

二 新条例付則第二十九項の規定 令和二年二月一日

付 則

(新設)